

第9回

東京都推奨携帯電話端末等検討委員会

平成30年4月23日（月）

○坂元会長 それでは、もう定刻となっておりますので、第9回の東京都推奨携帯電話端末等検討委員会を始めさせてさせていただきたいと存じます。座ったままで失礼させていただきます。

本日、第2回目となりますけれども、皆様お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは早速でございますけれども、本日から参加の委員もいらっしゃるようでございますので、事務局側からご紹介をいただきますとともに、委員の出欠状況についてご報告をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、前回会議から約2カ月の経過というところでございますが、その間推薦をいただいております、各団体内での異動でありますとか、都庁内の異動でありますとか、また、前回ご欠席の委員もおられましたので、ご紹介をさせていただきたいと考えております。

まず、教育関係者としてご就任いただいております、重永睦夫委員でございます。

○重永委員 重永でございます。よろしくをお願いいたします。

○青少年課長 次に、東京都の委員として、教育庁指導部、建部委員の異動に伴い新たにご就任いただきました、石田周委員でございます。

○石田委員 石田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○青少年課長 続きまして、本日の出欠状況についてご報告いたします。

教育関係者としてご就任いただいております、高橋あゆち委員が団体内で異動されたことに伴い、新たに加藤晃孝委員にご就任いただいておりますが、本日はご欠席ということになっております。

次に、関係行政機関の職員としてご就任いただいております、岩崎寿美子委員の異動に伴い、岸田正寿委員にご就任いただいておりますが、本日は欠席となっております。

また、大久保貴世委員につきましても、本日もご欠席でございます。

以上でございます。

○坂元会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、配付された資料について確認をお願いしたいと思います。お願いします。

○青少年課長 それでは、配付資料について確認をいたします。

まず、配付資料につきましては、次第、名簿、座席表がそれぞれございまして、そしてその後、右上に番号がついております資料1から3までが、まずございます。資料1、2、3と。そして、その他参考となる資料ということで、参考1、2、3として、三つ資料があるという状況になってございます。

資料1は、東京都推奨携帯電話端末等検討委員会運営要綱。資料2は、東京都青少年健全育成条例の抄本。資料3につきましては、アプリケーションの推奨基準についての意見案でございます。

そして参考1につきましては、家庭等における青少年の携帯電話・スマートフォン等の利用状況等に関する調査結果と調査結果の概要版。そして、多少ページがございますけれども、この概要版が終わった後でございますが、こちら東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の抜粋でございまして、そして最後に、参考3の条例施行規則の解釈運用基準でございます。

ご確認の上、もし不足などございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

○坂元会長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次第に従って進めさせていただきたいと思いますが、次が次第の3ということになるんだろうと思います。条例改正の概要と経緯についてということでございます。

初めに、前回ご欠席されておられる方もいらっしゃいましたので、私から簡単に前回の振り返りをさせていただきたいというふうに思います。この委員会の開催につきましては、昨今被害が多発をしております、SNS等で知り合った面識のない相手からおどされたり、騙されたりなどして、裸の画像を求められる自画撮り被害を防止するため、東京都では青少年健全育成条例を改正して、本年2月1日から施行されているところでありますけれども、この条例の改正、これに伴いまして、新たにスマートフォン等にインストールして利用できる青少年の健全育成に有益なアプリケーションの推奨制度が追加をされたところでございます。

この委員会でございますけれども、資料1であります、これが東京都推奨携帯電話端末等検討委員会運営要綱というものでございまして、この第2条、検討委員会の任務というところですね。その二、赤線が引いておりますけれども、「青少年・治安対策本部長からの求め

に応じ、端末及び機能の推奨基準、知事が推奨する端末及び機能に表示する標章並びに端末及び機能の推奨の周知について意見を述べること」というのがございまして、これに基づいて、アプリケーションの推奨基準の案ですね、この策定に係る意見を聴取するという目的でこの委員会が開催をされているところであります。

そして、委員の皆様からいただいた意見を踏まえまして、その趣旨を反映して、都において東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則を改正施行して、その後、各企業からのアプリケーション推奨のための申請を受けつけるということになるわけではありますが、その審査の過程においても、この委員会において、各委員から意見を述べていただくという予定となっているところでございます。

ちなみに、現在の条例施行規則でありますけれども、これが参考資料の2になるわけでございます。参考2となっておりますけれども、これが現在の条例施行規則でありまして、これを改正施行していくということでございます。

そして、前回のこの委員会であります。これは第1回目でございます。事務局側からただいまご説明させていただいた経緯とともに、条例改正の概要についてご説明をいただいた後、事務局側から、アプリケーションの推奨基準の案のご提示というのがありました。そこで、各委員の方からのご意見をお伺いいたしまして、田畑委員から、その案文にかかわるご意見がございました。

このことにつきまして、改めて事務局からご説明をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○青少年課長 それでは事務局から説明をさせていただきます。

それでは、今回から出席の委員の先生方もいらっしゃいますので、改めてアプリケーションの推奨基準につきましてのご説明をさせていただくとともに、前回、田畑委員からのご指摘を踏まえました、こちら推奨基準についての意見についての案文ということになりますが、こちらの案文の修正についてのご説明をさせていただきたいと考えております。

では、まず資料1をご覧ください。こちら、資料1につきましては、東京都推奨携帯電話端末等検討委員会運営要綱でございます。こちらが、まさにこちらの検討委員会の運用するための規則ということになってございますけれども、先ほど坂元会長からご説明がありましたところでございますが、重複するところもございます。

本委員会におきまして、委員の皆様からご意見を頂戴する根拠となりますのは、本運営要

綱の第2条第2号におきまして、こちらの要綱二であるところでございますね。こちらに、青少年・治安対策本部長からの求めに応じ、端末及び機能の推奨基準、知事が推奨する端末及び機能に表示する標章並びに端末及び機能の推奨の周知について意見を述べるということとすることが定められておりまして、これが端末の推奨基準でありますとか、その端末の機能でありますとか、アプリケーションそのものについて、いろいろとご意見をいただくという根拠となっているというところでございます。

続きまして、資料の2をご覧ください。こちらの資料2が、東京都の青少年健全育成条例の抜粋でございます。こちらは、今回改正によりまして追加した部分というところでございますけれども、インターネット接続機器に利用者が付加することができる機能で、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができるという形で定めてあります。

要件は3つございまして、1つ目が、利用者が付加できる機能、アプリケーションであること。すなわち、スマホなどに後から入れるという。初めからプリインストールされているというのでも構わないところではございますけれども、そちらで自分で付加する、そして削除するといったことができるアプリケーションだということ。

そして2つ目でございますが、青少年のインターネット利用に伴う危険性の除去に役立つものとして規則の基準に該当すること。

3つ目は、青少年の健全育成上有益であることとなります。

それでは、資料3をご覧ください。こちらでございますけれども、こちらの委員会で検討いただいて意見を出していただくという手続になるところでございますが、前回委員会で示させていただいた、アプリケーションの推奨基準案につきまして、アプリケーションの推奨基準についての意見案ということで委員の皆様のご意見を伺いながら修正をしたというものでございます。

ここでは5つの要件を挙げさせていただいております。

まず、要件①といたしまして、インターネットを利用する上で、現在社会問題となっております自画撮り。自殺と犯罪誘発。そしていじめ。この3つの危険性を例示いたしまして、もう1つでございますが、その他、青少年のインターネット利用に伴う危険性の除去に資するものとして、その他の具体的な危険への対処の他、学ぶことにより危険から身を守ること

ができる。または、その知識を身につけさせることができるといったような、幅広いアプリケーションにつきまして検討していただくことというのを一応考えているところでございます。

このアプリケーションというのは、必ずしも何か機械的にそういったものを完全に除去できるというものに限られず、単にこうしたものに資するものであれば、どんなアプリケーションでも検討していただいて構わないという中身になっているところでございます。

そして次に要件②につきましてでございますが、当初は青少年のプライバシーに配慮されていることとさせていただいたところでございますけれども、この部分につきまして、田畑委員から、プライバシーの保護だけでは、青少年の権利というのは十分に保障されないのではないかというご意見が出されたというところでございます。

当初の事務局の意図といたしましては、表現の自由でありますとか、通信の秘密でありますとか、青少年自身の意見表明権でありますとか、そういった様々な権利を青少年、青年は持っていると考えています。こちらにつきましては、おおむねのところ、憲法とか通信事業法等の各種法律において明示的に保障されておりました、これらを守るべきというのは当然の前提というところで理解をしています。

しかしながら、本検討委員会の必ずしも法律の専門家ではない委員や都民にわかりやすく議論を進め、今後推奨をしていただくという中では、確かに青少年が持つ基本的人権に配慮しなきゃいけないということの基本的な認識を規則とは別の形でもわかりやすく確認する意義はありますので、こちらには意見案という形ではございますけれども、こちらの会議における合意事項として念のため入れていただくのが適当であると考え、こちらの書き方、プライバシーを含む青少年の人権、これは青少年の人権一般につきまして、アプリケーションを作るときに配慮していただきたいという旨で、こちらを追記させていただいているところでございます。

こちらのアプリケーションの推奨基準についての意見案と言いますのは、都の定める規則そのものというわけではございませんけれども、皆様が議論を進めていく上での合意事項としての側面がございますので、委員の皆様にも本案でご了承をいただけるのでありますれば、こうした事項を追記していただくこととなります。

言わずもがなの話ではございますが、プライバシーに限らず、アプリケーションの推奨基準についての意見案や規則に記載されていなくても、憲法はもちろんでございますが、他の

法律による義務でありますとか、公序良俗に反するようなものというのは当然排除していただく必要があるということについては、改めてご承知をいただければというところでございます。

○坂元会長 ありがとうございます。それでは、ただいま事務局から規則案の要件②につきまして、プライバシーを含む青少年の人権に配慮されていることという案が改めて提示されたところでございます。

その上で、各委員の申し合わせ事項として、アプリケーションの推奨に当たって意見を述べる際は、プライバシーに限らず青少年が有する表現の自由、通信の秘密などの基本的人権を念頭に置いて議論をいただくということのご説明でしたが、このことについて委員からご質問、ご意見等ございましたら挙手の上、いただければと存じます。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。特に、こうした案でご異議ないでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、ご了承いただいたということとさせていただきます。事務局案のとおりということにさせていただきますと存じます。

他に事務局から何かございますでしょうか。

○青少年課長 それでは、委員会のご意見を踏まえて修正いたしました、アプリケーションの推奨基準につきましても意見案でございますが、本検討委員会におきます意見といたしまして、確実に周知したいと考えております。

こちら、ご了承いただきありがとうございます。

今後、こちらにつきましても青少年健全育成条例の規則として、こちらの意見案を踏まえた条文を作成し、決裁の上で、施行していく必要がございます。こちらにつきましても、規則の具体的な文言、いろいろと法律の文言にした場合には意見案と全く同じ文言にはなりません。例えば、用語法の整理でありますとか、内容の重複を避けるでありますとか、上位法に規定している内容を下位法に規定できるかといった、立法技術的な側面がございますので、事務局におきまして、関係部署と協議の上で、条文の文言はお任せいただきたいのですが、いずれにしてもいただいた意見の内容を反映した規則改正、施行となるようにいたします。

事務局からは以上です。

○坂元会長 そうしますと、今のが議事次第でいうと4番ということであったと思うんですけども、次に5番に進めさせていただきたいというふうに思います。「家庭等における青少年

の携帯電話・スマートフォン等の利用等に関する調査結果」についてということでございます。事務局からご説明をいただければと思います。

○青少年課長 このアプリケーションの検討に先立つものとしたしまして、まず当方から、今まで、そもそもの問題としてスマートフォンでありますとか、アプリケーションというものの利用実態がどうなのかということについてご説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

まず、こちらのカラーの資料でございますけれども、東京都では、フィルタリングの重要性でありますとか、条例上の保護者の責務の周知徹底に関する施策の参考とするために、平成20年度から都内の小中学生、高校生の子供を持つ保護者を対象にいたしまして、子供の携帯電話、スマートフォンの利用状況をどれだけ把握し、適切な指導ができているか否か、あるいはスマートフォン等のフィルタリングの実施状況等のアンケート調査を行っているというところでございます。

先般でございますけれども、平成29年度の調査結果というのができましたので、現在の家庭内におけるスマートフォンの利用状況やフィルタリングの状況あるいは保護者の監督状況についてご報告をさせていただきまして、これから委員の皆様で検討していただくアプリケーションの評価に関する運用基準の策定に当たって、ご参考としていただければと考えております。

まず、参考の1といたしまして、まさにこのカラーの資料でございますけれども、それに加えて、これのより詳細な概要版という形で何枚か添付されたものがあるという構造になっております。

それでは、こちらの1枚ものをごらんください。この調査につきましては、本年2月下旬に実施したものでございます。調査の対象は都内居住の小学4年生から高校3年生までの子供に携帯電話・スマートフォンを持たせている保護者1,500名を対象といたしました。

見出し部分でございますが、まず調査の総括といたしまして、保護者の約6割が子供の携帯電話等の利用を適切に監督できていないと回答というふうでございます。これにつきましては、主な調査結果欄に、スマートフォンを持たせた時期、一日の利用時間のグラフがそれぞれ掲載してあるというところでございますけれども、持たせた時期につきましては、1,500名のうち、約3割が小学生以下でスマホを持っているという結果となっております。

また、1日の利用時間につきましても、1日2時間以上スマホを使っているという結果が

出ているところでございます。

このようにスマホの利用というのが、低年齢化、そして利用時間についても長時間化が進んでいます中で、半数以上の保護者につきまして、子供に携帯電話・スマホを持たせたことによりまして、睡眠不足であるとか、視力低下であるとか、集中力や記憶力の低下といった、どちらかという健康上の悪影響のようなものもやはりあったという回答をしているところでございます。

そして、2割の保護者でございますけれども、やはり、ちょっと携帯・スマホを利用する中で、いいこともあるのですが、やはりトラブルがあったという回答をしているところでございます。

こちらに、トラブルの詳細についてはまた概要版の8ページなどをご参照いただきたいと思いますところでございますが、こちらではちょっと簡単にご説明をさせていただきますと、無料アプリやコミュニケーションアプリなどが理由で友達とトラブルになったというのが4.9パーセント。そして、メールが原因で友達等とトラブルになったが4.6パーセント。それ以外にもネットで知り合った人と会う約束をしたり、実際に会う等していたという、0.9%のほか、0.3%が実際に下着姿や裸の写真を撮ったり送ったりしていたということを回答した保護者というのもございます。

このトラブルの有無というところにつきましては、保護者が把握したものというところになりますので、実際にはトラブルに遭ったことを保護者に言えずにいる子もいるのではないかという状況ではございます。

また、最も多い、無料アプリやコミュニケーションアプリが理由で友達とトラブルになったとか、メールが理由で友達とトラブルになったといったものにつきましては、こうしたものが、いずれいじめでありますとか、そうしたよくない事象に発展する可能性等もあるというところでございます。

こちらにつきましては、アプリの使用やメールのやりとりなどについて、保護者にしっかり指導していくということが大事なことであるかなと考えているところでございます。

そのためではございますけれども、こちら、今までやってきた施策でございますが、スマホ等の利用に関しまして、やはりルールというものは必要であると。便利であるといって、何でも自由に使うというわけではなく、まずは一旦やり方を勉強しなければならないということで、東京都ではスマホ利用に関する家庭内のルール作りというものを推奨させていただ

きまして、ファミリールール講座といいます、啓発活動を都内の学校でありますとか、PTAの会合で年間600回ほど開催しておるところでございます。

そういった活動でありますとか、リーフレットの配布などによりまして、ルール作りも浸透してきたほか、1枚ものの裏面ではございますけれども、家庭内でルールを作っているかとの質問につきましては、約7割が何らかのルールを作っているという回答をしているところではございます。また、スマホなどを利用する際でございますけれども、アダルトサイトなどの青少年に有害な影響を与えると言われるサイトへ接続できないようにするフィルタリングソフトの導入につきましては、約4割がフィルタリングサービスに加入しているという回答がございまして、一見保護者がしっかりと子供のスマホ利用を見ているという感じはするところではございますけれども、実際はといえば、その状況で約6割の保護者が子供のスマホ等の利用につきまして、利用時間、金額、サイト等を把握して指導するなどの、しっかりとした監督ができていますのかというところであると、なかなか自信がないといった回答になっているところではございます。

確かに、スマホ等の利用に関しまして、ある程度子供の自立性というものもございまして、子供を信じるということもある程度大事というところもございまして、無知ゆえにやはりネット上の危険というものに接触してしまう。そこから子供を守っていくためには、ルール作りやフィルタリングといったものだけではなく、親が子供のスマホ等の利用に関しまして、積極的に関わって、一定程度監督、指導するということが必要ではないかということとでいろいろな施策が行われているという状況でございます。

こちら、委員の皆様につきましては、こちら毎年こういった携帯電話の利用状況につきまして、我々参考情報としてアンケートなどをとり、施策に役立てているところではございますので、こちらの条例の関連の情報といたしまして、皆様のご承知をいただければというようなところではございます。

こちらでございますけれども、こちら本日提示いたしました概要版につきましては、アンケートの調査結果の抜粋でございますけれども、こちらの全調査結果につきましては、都のホームページに掲載して公開しておりますので、また後ほど議論の参考になるということもあるかもしれませんので、後ほどご覧いただければというところではございます。

以上でございます。

○坂元会長 ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明がありましたけれども、アンケートの結果ですね。フィルタリングや家庭内でのルール作りは浸透してきているものの、適切な監督ができていない保護者が6割程度いるということで、保護者がもっと子供に関わっていくことが大切ということでございますが、委員の皆様でこの結果にご質問等ございますでしょうか。

保護者についての調査結果ということでございますけれども、保護者の立場の方からすると、どのような感想をお持ちになるのか。参考になるかもしれないと思ひまして。どうでしょう高田委員、どのような印象をお持ちになりますでしょうか。

○高田委員 しっかり読ませていただけていなくて今、見せていただいているんですが、スマートフォン・携帯電話がどんどん、どんどん低年齢化しているというので、起きてきているトラブルが本当に多くて、心の痛いところであります。

低年齢化しているということで、このスマートフォンの利用に関しての調査報告はこれだけしっかりとしていただいておりますけれども、私どもとしても、本当に身近なところに感じてはいるものの、まだまだ親も勉強不足だなというのは、本当につくづく監督不行届ではないですけれどもね、そういったところもありますので、その辺を、これをどうやって逆に私たちとして、保護者としては知っていただくのか、それが一番かなと、今つくづく思っている状態でございます。

ごめんなさい、ちょっと話があれしてしまったかもしれませんが、そういった形で今ちょっとこれを、まだ内容をしっかり読ませていただきたいなと思っております。

○坂元会長 済みません、いきなり指名してしまつて。

○高田委員 いえ、とんでもございません。済みません。

○坂元会長 ほかに何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

どうでしょう、新海委員。

○新海委員 私中学校PTAの保護者をしておりますけれども、監督ができていって、どこまでを言うのかなというのがちょっと疑問に思ったところで、確かに私は高校を卒業した子供がいるんですけれども、言ってもさらっと受け流してしまうというか、本当にうまくかわされてしまつて、自分の子供を信頼しているというか、何かあったときにはきつと行ってきてくれるという、子供との信頼関係があると自分では思っているの、そこを思い込み過ぎないようにすることも大切だと思いますし、子供が困ったときに、親にちゃんと困っているんだというのを言える状況というのをご家庭で、どの家庭も作っていけるといいのかなとい

うふうには思います。

確かに、子供の利用状況に関心がないという項目にこれだけのパーセンテージがあるというのがちょっと残念だと思います。

○坂元会長 実感からいうとどうなんですか。これが意外に多いのか、こんなものだろうと感じたのか。

○新海委員 このくらいなのかなという感想。

○坂元会長 このくらいでも、やはりこうということなんですね。

吉岡委員、小学校の方を。

○吉岡委員 うちの子供はもう小学生ではございません。うちの子のときはまだスマホはそんなに普及してませんでしたけれども、今はほとんどの子供がスマホを持っているという状況の中で、一つ小学生の場合は、これは完全に親の責任のもとに使わせるということがまず第一ではないかというふうに考えます。

現実的に、高学年になりますとスマホを持ってお友達の家に行って、そこでお兄ちゃんやお姉ちゃんが使っているお子さんはとても長けているので、その子から情報をもらって、親の知らないところでどこかにアクセスしてしまったりということがもう、現実たくさん出てきています。

また、LINE等を使ってのいじめとかどうかはわかりませんが、どこまで書き込んでいいのかどうかという判断もつかないままに、悪気がなくても、そうだそうだって書いたことで一人の子を追い詰めてしまうとか、本当にそれは言葉で言っていれば誰かが聞いていたり親もわかると思うんですけど、そういう画面上の中だけですと、本当に子供同士でしかわからないという現状が今起きているのは事実です、ということを知っています。

またもう一つは、大変、うちの子が中学生のときに、授業中に居眠りが多くなりましたと。その理由は、まずもって携帯とかスマホを夜自分の布団で、当然親のほうが先に寝て、中学生なんかは子供のほうが遅くまで起きているので、例えば置いたとしても親が寝た後で多分布団の中でやっているの、視力の低下と授業中の居眠りが多いというのは、先生方からのお話で伺って。

もちろん、それだけが原因ではないと思いますよ。塾での宿題や何かでいろんなことがあって大変みんな子供たち忙しくなっている中で、ただやはりどうしてもこれはきりが無いのか、大人もそうだと思うんですけども、インターネットを開けば次から次へいろん

なものが出てくる中で、興味があちこちにあって、どうしても何時までといってもやめられないのが中高生の現状かなというふうに感じております。

○坂元会長 調査結果の睡眠不足とか視力の低下とか、そのあたりがですね、問題性の上位になっていると。やはり依存系の問題ですね、そのあたりがやっぱり目立っているということなんだろうと思います。

他に何か、ご質問、コメント等ございますでしょうか。

○田畑委員 監督という言葉についてちょっと少し発言させていただいてもよろしいでしょうか。

○坂元会長 はい。

○田畑委員 多分、保護者の方の関心は、どこまで監督すればいいんですかと。あるいは、どこまでやっちゃったらだめなんですかというところだと思うんですが、私もそうですけれども、基本的に子供たちは、本当はこういうコミュニケーションをすることについても子供たちの責任で、本来的にはやらなければいけない。ただ、小学生もそうですし、まだまだ未成熟であることからトラブルに巻き込まれたりとか、あるいは変なことが起きてしまったりということを防ぐために、やはりお母さまお父さまが一定程度の介入はしなきゃいけないということは事実なんだと思います。

しかしながら、やはり彼らにプライバシーがあること、もちろんスマホの内容を盗み見るということは人権侵害だということ、そこをもってして監督だとおっしゃっている方は時々いらっしゃることにすごく心を痛めております。お子さんたちのプライバシーに配慮しながら、やはり基本的にはコミュニケーションで、こういうのはだめですとか、こういうふうに使いなさいとか、夜遅く使っていたら注意いただく。盗み見るというようなことは絶対に人権侵害なんですよというようなことを、私子供の虐待の弁護士をやっておりますので、常日ごろ出てくるのは皆様方のような親御さんではない親御さんです。過干渉の虐待をしていらっしゃる方がほとんどです。そういう方たちというのは、往々にして過干渉で子供のスマホを盗み見て、「これこれさんと、この人とはつき合うんじゃない」とか、「この言葉はどういう意味だ」とか、逐一過干渉が完全にプライバシーを把握して、そういう虐待というのはあるんですけれども、そういうのに耐えきれず逃げてくるお子さん方というのを私はしょっちゅう、そういう子たちを保護するような施設を手伝ったりしております。

そういう現実があるということ。ツールとして親御さんたちがこういうものに、携帯の使

用、もちろん彼らが未成熟であるがゆえにトラブルを防止しなきゃいけないから親御さんたちが一定程度干渉しなきゃいけないというのはわかるんです。わかっていながらも、その科干渉の虐待をする親に、虐待するためのツールを与えたくないというのが、前回私うまく説明できなかったところではあると思います。

毎日子供たちが逃げてきています。シェルターに逃げてきています。過干渉の親から、あの子とつき合うんじゃないとか、何なんだこの言葉はとか、何かそういうプライバシーに関する虐待というのが事実としてあるから、そこを子供のプライバシーを配慮した監督。できれば基本的にはコミュニケーションで十分な知識をお子さん方に与えていただくと。親子間で、常に過干渉というのではなく、親御さんなので子供さんを見ていていただくと。何か変なことがあればお気づきになると。ここの全く関心がないとかって言っていらっしゃる方でも、多分どういう意味で言ってらっしゃるのかわからないんです。本当に信頼関係ができているから必要ないんだって方なのかもしれませんし、本当に全く無関心なのかもしれない。その全く無関心というのは本当に問題だと思うんですが、一定程度の信頼関係の上に、それが関心を持つ必要性がないんだというのであれば、それは問題がないんだと私は考えます。

以上です。

○坂元会長 監督というのが単純な話でないというご指摘、大事なご指摘だと思いますけれども。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。この件はよろしいでしょうか。

それでは次の議題に進ませていただければと思います。次が6番ですね、アプリケーションの解釈運用基準策定に当たっての考え方についてということでございます。事務局よろしくお願いいたします。

○青少年課長 それではご説明を申し上げます。

先ほどでございますが、アプリケーションの推奨基準についての意見案ということで委員の皆様のご承認をいただきましたが、この後規則を改正し、策定した推奨基準に沿って、こちらのほうを実際に運用していくというところでございます。

そして、繰り返しになりますけど、企業からアプリケーションについて申請があった場合には当委員会において申請したアプリケーションについてのご意見、評価をしていただきますという順序になっていくというところでございます。

こちらでございますけれども、評価の際でございますけれども、個々の先生方から意見を

いただくに当たりまして、基本となる一定の基準。こちらの推奨基準の意見案のような形でぐくつとしたものというのがまず用意されているところでございますが、これだけでございますと、実際に皆様に評価していただくときに、なかなか評価がしづらいというところもございますので、こちら、それでは今まで携帯電話の端末、機械のほうですね、そちらのほうを推奨するときにはどのようにやっていたかというのを、まずはこちらから説明をさせていただきたいと考えております。

まず参考の2でございます。こちらが東京都の青少年の健全な育成に関する条例施行規則の抜粋でございます。こちら、施行規則の第2条の2の部分を抜粋したところでございます。こちらの赤で囲っているところ、線が引いてあるところでございますが、この部分が現在運用しております、携帯電話の端末等の推奨基準ということになっております。この規則で定められた基準に従いまして、委員の皆様から携帯電話端末の推奨について意見を伺っているところでございます。

この規則は、第1号から第3号といったところで構成されておまして、第1号において、おおむね小学生以上、片仮名のイのところでございますけれども、そしてもう1つは片仮名のロのところ、おおむね中学生以上の2つの年齢区分に応じまして、それぞれ5つの要件を規定するという形にしております。

こちらの5つの要件につきましては、目的のレベルのものを推奨基準として規定しまして、それぞれの基準に沿って、想定される機能例を、次は参考の3でございますけれども、今のこちらをより詳しくしたというようなものでございますが、参考3の東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則第2条の2の解釈運用基準として運用しているところでございます。

こちら、まさにその内容をこうした表の形式で若干で詳しく記載をしていただき、これを見ながらいろいろとメーカーから出された携帯電話の端末の機能というものをそれぞれに見ていただき、そしてこちらで各先生方の評価をいただいた後に、こちらの事務局にその意見を返していただきまして、大きな問題がないという状況であれば推奨に至るという手順をとるというところでございます。

こちらはあくまでも、携帯電話につきましてはこうやっておりましたという参考にすぎません。現在の青少年の健全育成条例の同じ条例の中で運用されている既存の基準というところがございますので、こうしたものがあるということについて意識していただきつつも、ア

アプリケーションといったものにつきましては、異なる特性があると思われます。使い方というのも大分変わってくると考えています。そして後から機能を追加できるといったような特徴もございますので、委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的なご知見を活かしていただきまして、新たにアプリケーションを評価するための解釈運用基準。今回出していた意見案というものをさらに評価基準として具体的に使えるものを今後ご検討いただきたいと思いますと考えているところでございます。

○坂元会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局からご説明がありましたが、私のほうからの確認ということでございますけれども、事務局から提示された資料の参考の3ですね。携帯電話端末等の推奨基準の解釈運用ということですが、これを参考にして新たにアプリケーション推奨のための解釈運用基準について委員のご意見を伺いたいと、そういうことでよろしいということでしょうか。

○青少年課長 そのとおりでございます。

ただ、こちらあくまでも参考でございまして、こちらと同じものを作成していただくとか、これは携帯の端末の基準をそのままアプリケーションに使わなければならないということではございません。ただ、同じ青少年健全育成条例の中での同様の制度ということでもありますので、これを横目で見ながらアプリケーションというものにこれを当てはめていくと、どのように書いていくのか。極端な話こういった表をどの程度の密度で仕上げていくのかとか、どういった形でこちらの詳細のメールでありますとか、端末の使い方といったところとはまた違うアプリケーションの入れ方とかセキュリティーだとか、そういったところにつきましても幅広く皆様のご知見を使って新しく一から作っていただきたいというところでございます。

ただ、最終的には都庁として外部にお見せする際には、文章の形で書かざるを得ないというところについてご了解いただければ幸いです。

○坂元会長 参考にはするけれども、全くこだわる必要はないということですかね。

いかがでしょうか。今ご説明いただきましたがいかがでしょうか。委員の皆様からこの推奨基準についてのご意見等ありますか。推奨基準の解釈運用基準ということですね。これについてのご意見等ございますでしょうか。挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございませんですか。どうですか。

○長谷部会長代理　そうですね。今日は推奨基準についての意見案ということで皆さんにご了承いただいたという流れかなと思うんですけども、それに従って、ここへこう入っていくのは、今日何もない中でですね、横目に見ながらというお話もあったんですが、進んでいくのは結構難しいかなというふうに、ちょっと感じております。

私どもとかですね、佐川委員とか藤川委員とか、業界の団体として、いろいろとこの辺の問題でこういうようなものも、この委員会においても見てきた者にとっては意見を出そうと思えば出せるんですけども、それでもちょっと今日、難しく感じる場所がありまして、やはりここは事務局に、もしよければですね、まず事務局の方に横目に見ていただいて、何かたたき台のようなものを作っておいたほうが、特に僕らみたいな業界団体以外の方なんかは意見が出しやすいんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○坂元会長　いかがでしょうか。ただいま長谷部委員からご意見が出たところですけども、今日の資料の解釈運用ですね、これについて拝見させていただいて、その場で今、新たな基準の意見を求めるというのはややハードルが高いのではないかということかと思えますけれども、ここは次回までに事務局側でたたき台とか案とか、どちらでもよろしいのかと思えますけれども、作成をしていただいて、それに対して意見をいただくということではいかがでしょうか。事務局としてはどうでしょうか。

○青少年課長　了解いたしました。それでは事務局で素案という形で簡単なたたき台、ある程度、中立的な、今ながらの目というのもございますので、ある程度そういうのを見ながら、とりあえずまずは形、たたき台というものを作成して提出いたしまして、委員の先生方のご議論というものをいただければと考えております。

その上でご提案でございますけれども、事務局、我々で案を作成しようとは思っておりますが、こちらにつきまして全くの空手で作成するということになると、委員の皆様の方角性とかかなりずれてしまうということもあるかもしれませんので、委員の皆様のご意見でありますとか考え方につきまして、できる限り、初めの段階からある程度盛り込んでいければと考えていますので、この解釈運用基準の運用についてですとか、今回意見案の中でこうしたところがとても大事だと思っておられるという話でありますとか、実際の教育現場でありますとか、お子さんを接しておられる立場というところでございますので、実際どのような形でこういったアプリケーションの取り扱い、スマートフォンの取扱いなどが問題になっているでありますとかの忌憚のないご意見を委員の皆様からお聞かせいただければと考えてい

るところでございます。いかがでございますでしょうか。

○坂元会長　そういうことなんですけれども、いかがでしょうか。ただいま事務局のほうから解釈運用基準ですね、たたき台を作るに当たって、作るにしても、やはり何というんでしょうか、委員のほうから意見や考え方、あらかじめやはり出してほしいということのご提案でございますので、やはりぜひ委員のほうからいろいろご意見や情報をいただければというふうに思うところでございます。

時間もまだまだございますし、せっかく委員の皆様方いらっしゃっていただいているということもあまして、どの方からもご意見なり情報なりというのをいただければというふうに思うところでございます。

○田畑委員　済みません。やはり、これは元が携帯端末そのものの基準ですよ、こちらになってるのは。なので、アプリケーションという機能を付加するということを前提にした場合に、かなりちょっとどう、全く違うんじゃないか。例えば、2項の(1)の一括で提供されているとか書いてありますけれども、提供に基づかないのがアプリケーションだという理解なんですけれども、この解釈基準は全く(1)が機能しない、2の(1)が機能しないということになるということなんですか。あるいはこの解釈基準は携帯端末用であって、アプリ用はまた新たに作られるという趣旨なんですか。

○青少年課長　新たに作るという趣旨でございます。こちらはあくまでイメージとして、文字としてはこんな感じの外形のものが作られることになるかなというふうに参考でお示しして。

○坂元会長　四角のマスと文章の雰囲気ですよ。それはこんな感じだと。中身は全然違ってくるのではないかとということですよね。

いかがでしょうか。お一人ずつ指名させていただいて、ご発言をいただいてもよろしいでしょうか。10人ぐらい委員がおられて、残り時間が1時間余りでございますので、5分ぐらい話していただいてもよろしいということにはなりますけど。はい。

○井上委員　済みません。事務局じゃないんですが、委員という立場のほうから、私のほうから各委員の皆様方にお話を伺いたいと思ってるのところなんです。我々としては青少年、子供たちがいわゆる脅威にさらされることなく、すくすくと育ててほしいなど、その思い一点で、この委員会の中でご議論いただきたいと思ってる。片や、先ほど田畑先生がおっしゃってるような部分にも配慮しなきゃいけないというのも十分承知してございます。

そうすると、どういうふうなアプリケーションができるといいなという部分を、例えば保

護者の立場からお話を伺いたい、あるいは学校現場からこういうアプリがあるといいなというようにお話を伺えるとありがたいなと思っていますし、また一方、アプリを作るに当たっては業界のほうから、こういう点はやっぱりいろんなプライバシーとかセキュリティーの部分から利用してもらおうと困るよですとか、そういう部分をそれぞれからお話しただけると、我々の、事務局のほうで作ることになりますけども、案を非常に作りやすくなりますので、率直な、こういうアプリケーションがあるといいなとか、あるいはこういうふうな部分は気をつけないと危ないよという部分の話をいただくとありがたいと思いますので、そういう角度からご意見をいただくとありがたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○坂元会長 よろしいでしょうか。では、どうぞ。

○藤川委員 私どもは今までウェブサービスだったりアプリケーションを認定してきたわけなんですけれども、今のご質問でお答えすると、私どもに関しては青少年が利用して、できるだけリスクを低減するための環境をコンテンツプロバイダ、サービス運営事業者に作ってもらったということです。そこをフィルタリングにおけるホワイトリストとして利用制限の解除をしてもらった。要は、もっと大きな枠で言うと、子供たちの利用に際して、子供たちの知る権利であったりだとか、表現の自由というものが、フィルタリング自体が過度の制約にならないようにというところの趣旨でそういうふうやってきたということです。

そういった意味では、私どもが認定してきたものに関しては、できるだけリスクを低減しようというところなので、一方で、じゃあ、そこで全く、じゃあリスクがなかったのかというと、特にコミュニケーションから生まれる利用者が情報を生成するという中では、ゼロということは、やはりあり得なかったという現状です。今回アプリケーションを認定するっていったときの基準、目的として、子供たちが利用する上でリスクが低減されるものを基準とするのか、もしくはそうではなくって、何かしらアプリケーションを通して、学びであったりだとか、今後さらに大人に近づいていく上で何か得るべき知識というものを身につけるべきなのかというところは、ちょっと若干、目的が変わってくるので、基準に際してどう反映していくのかというのは大きな問題なのかなと思います。

私どもはやっぱりコミュニケーションを使っているサービスだと、サービス運営事業者が利用環境整備をするときに、やっぱりある意味での禁止事項というものを設けてもらったというところはあります。こういうことはやってはいけないよという、例えば誹謗中傷であったりということだと思います。ただ、これを今回、基準策定する段階で東京都さんがやるという

と、ちょっと話が、もしかしたら別にハレーションが起きるかなという気がします。

特にこういったものはいけないということを指し示すということになってしまうと、ちょっと今、ちょうどサイトブロッキングの話でいろいろもめていて、要は政府が名指しでやってるという、それは要請ではないということなので、ちょっと話は別なんですけど、ある意味で基準だとか、ここはというところを示したというところが、ある意味での問題だというふうに言われている。あれと並列に比較されてきたのが児童ポルノのブロッキングですけど、あれに関しては基本的には民間がやっていたというのがちょっと、政府が言ったところとは若干違うというところの切り口はあったので、そこは今回、基準策定においても気をつけなければいけないところなのかなという気はします。

それと、あとはアプリケーションだったり、ウェブサイトを利用するときのリスクっていったときに、今ここであつたら課金だとか、コミュニケーション上のトラブルというのは当然皆さん想定される場所だと思うんですけど、それ以外に広告とかもやっぱりあるわけですよ。別のサイトに誘導されてしまったりだとか、あとは皆さんも見た覚えがあるかと思うんですけど、全く想定しないような、例えば性的なコミックの広告が出てるとか。そういったところを、やはりこうやって基準に設けていくのか、もっと、もう、バクツとしてやるのかということも含めてですね、青少年がどういったアプリケーションを、サービスを通して目に触れていくのかということやはり配慮しないといけないのかなと思います。

○坂元会長 ありがとうございます。

それでは、佐川委員いかがでしょうか。

○佐川委員 携帯端末とアプリケーションの違いはあるとはいえ、ちょっと並べて拝見していると携帯端末のほうは、小学生程度のほうは、そもそもネットの利用を前提としていないものになっていますので、アプリケーションで考えたときに、そのあたりをどう整合性をとっていくのかというのが、今拝見しながら一つ気になったところでございます。アプリケーションは多分、何らか、ネットに裏側でもつながっていたり、アプリケーションの中でネットに関するものを体験したりというものが多いかと思いますので、その部分の整合性を実際の運用でどうとっていくのかなというのが1点、ちょっと気になりました。

あと、事業者として子供に望ましいサービスみたいなものを考えていくときに、私が過去に関わったもので、望ましいってどう考えるかというのを関係者で議論をしたときに、望ましくないものが入っているから一発アウトなのか、望ましいという観点と注意が必要だね

という要件を、一発アウトになる項目ももちろんあるんですけども、差し引いたときに、それを相殺しても子供にこれは望ましいし使わせてあげたいよねというふうに、加点と減点をバランスをとりながら見ていくものと、幾つか、子供に望ましいとはどう考えるのかという論点がありそうな気がしますので、そのあたりを今回のアプリケーションの基準ではどう考えるのかというのを少し整理しないと、これは含めてはいけませんとか、だめですという禁止事項がすごく強く出ちゃうのかなというふうに。

済みません。感想で恐縮です。

○坂元会長 ありがとうございます。大事なところでございます。

それでは、まだご発言されてない委員の方を優先させていただきまして、重永委員いかがでしょうか。

○重永委員 私の、私立小学校の協会でございますけれども、公立の小学校は地域に根差しておりますので、携帯ですとかスマホですとか、こういうものは、ほとんど一律禁止しているんじゃないかというふうに思っております。私ども、私立小学校のほうも、以前は禁止をしておりました。

ただ、3.11の東日本大震災ですね、あのときにやはり難民状態になった子供たちが結構多かったわけですね。多いところでは半分ぐらいが学校に泊まったというところも聞いておりますし、私どものところは480人ですけども、幸い、近所から歩いて通ってきたとかいうのが多いためにですね、最終的に宿泊したのは9人だけなんですけれども、ですから本当に少ないんですが、5時以降まで学校にとどまったというのが30名ぐらいいるというような状況の中で、やっぱり親と直接連絡がとれないという状態が発生して、非常に心細いんですね。学校の公衆電話等もあるんですけども、ほとんど繋がらないというふうな感じですね。

そのとき以来、登下校の間に、あの3.11はちょうど2時46分ということで、学校から帰ったばかりのときの発生だったら、学校に戻ってくる。その中で親が迎えに来るというんで、どんどん帰すということができたんですけども、これが本当に電車に乗っている最中だとか、もうほとんど学校が管理できない、保護できないというふうな時間帯だったら、やっぱり親と連絡とれないということがあるとですね、よくないということで、認めるようにしておるんです。ですから、3.11の後、携帯、スマホ、どちらでもいいよというふうなことで、特に制限はせず。ただ、学校の中に入ったら電源は切りなさいと。親御さんは必ず学校の電話を通して子供とは連絡をとるというふうなことをやってはおるんですけども。

そういうこともある関係から、こういう、インターネット全般でもありますけれども、携帯やスマホに関するセーフティー教室というのを強化するようにしております。これは1年生と3年生、5年生、これは私どもの学校ですけれども、大体、多くの私立小学校、同じようなスタイルじゃないかなと思いますが、特に高学年になっていろいろと、お互いにメール交換をするだとか、やるものですから、5年生のセーフティー教室ということでですね、やるようにしております。

それで、親御さんに対しては、やっぱり家庭でのルール作りですよね、先ほどの資料の中にもございましたけれども、これが一番大事だということを申しております、スマホを買い与えたときのアメリカのお母さんでしたっけ、ネットに載っかってるのがございますよね、十幾つかのルールを作る。ああいうもの、作ることは非常に大事じゃないかということ、私どもは親御さんには話をしております。

先ほど田畑先生のお話で、盗み見するのはよくないというふうなことがありましたけれども、確かにそれは本当に大事なことで、私らが子供のころも、はがきが来たりだとか、そういうのを親に盗み読みされて、何だかんだ説教を受けるのは非常に嫌だった思い出がありますから、それは本当にそうなんですけれども、ただやっぱりこれだけいろいろとネット社会で、あれこれ子供たち自身が手の込んだことができるようなことになると、余計に高い観点からの家庭のルール作りの推奨、これ必要かなと思っております。

ですから、アプリケーションという点でどういうふうになるかって、親と子供が遊びながらルールを作っていくみたいな、親のスマホと子供のスマホでもってリンク、つなぎながら、これはやっちゃいけないよね、こういうふうなことでスマホ利用するとすごくいいよねというふうなことが、コミュニケーションをとりながら作れるようなアプリがあるといいんじゃないかなと。家庭のルール作りという点に寄与できるんじゃないかなというふうなことを思っておりますね。

だから、先ほどのアンケートでもって、ルールを作る家庭は増えたけど、1割ぐらい増えてますよね、だけどルールを守れないというところも1割ぐらい増えてきてるわけで、やっぱりその辺が、ルールを作れてルールを守れるという家庭については、そんなに心配ないと思うんですけれども、そうでないところの家庭に対する支援といいますかね、援助ツールみたいなアプリがあるとおもしろいんじゃないかなというふうなことも、先ほどから聞いて、考えておりました。

以上です。

○坂元会長 ありがとうございます。

それでは、太田委員の代理ですけれども、橋本様、いかがでしょうか。

○橋本様（太田委員代理） 警視庁の少年育成課の橋本でございます。

私は警察の者ですから、自画撮り被害という相談を、今、受理したりとかもしておりますけれど、なかなか、やはりそういったところで相談をいただけるのはまだまだ氷山の一角なんだろうなというふうに思いますし、そうやって自分の裸の画像とか、そういうのを送ってしまった子供というのは誰にも相談できずに、ちょっと悶々として、本当に悩んでいるような子がまだまだたくさんいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。そういう子たちの、少しでも助けになれるようなアプリがあればいいかなというふうに思ってるんですけれど。

家庭内でのルールというの、ネットルールというのもすごくいいことで、今、警視庁のほうでもどんだんルール作りというようなところで皆さんにお願いをしているところではございますけれど、ルールを作った家庭の中でも、ほとんどは守られている中で、まだ、ルールを作ったにもかかわらず、まだ守られないというような家庭もある中で、やっぱりこういうアプリというのは被害防止へのすごく優良な、有力なツールになるのかなというふうには感じております。ただその反面、やはりプライバシーの面であるとか、余り過ぎてしまうと過干渉になったりとかいうようなところもございますし、余りそう威力の強いアプリをしてしまうと、子供たちが拒絶反応を示してしまったりとか、ルールを作ったにもかかわらず、やっぱりちょっと守られなかったりというようなことも、この先、考えなければいけないのかなというふうには思うんですが。

やっぱりインターネットというのは決して悪いものではなくって、非常に便利なもので、そういうようなところはどんだん利用を促進していくべきものだとは思いますが、ただ、それを悪用する者がいるということが大きな問題であって、一つのポイントとしては、やっぱり怪しいメールとか、怪しい者というのにはメールのやりとりは絶対にしないというようなことであるとか、あと知らない人に結局、画像を送ったりしてしまってるので、知らない人には画像は絶対に送らないというような、そういう基本的なところを守れば、こういう被害というのは随分防げるんじゃないのかなというふうには思っております。

ですから、今、どういうアプリっていても、なかなかこう、答えは出ないんですけれど、

やはり皆さんから、特にそういうプライバシーであるとか、そういったようなところのご意見を、一応こういう場で揉んで、少しでもいいようなアプリができればいいなと思いますし、初めからそんな完璧なアプリというのは恐らくできないんだろうなど。それを使っていただいて、どのぐらいの効果があるのかというのを、またそういうような検証をしながら、また次のアプリにつなげていっていただけるような、何かそういうようなステップを踏んでいければなというふうに思います。

以上でございます。

○坂元会長 ありがとうございます。

石田委員、いかがでしょうか。

○石田委員 失礼いたします。私、4月着任なので、的外れなことを申し上げるかもしれませんが。今、会長のほうからは、こういうアプリがあったらいいねということをお話もあつたんで、発言します。

重永先生の、今お話があつた、23年の3.11のときは、ちょうどこの会の前身の推奨端末をどういうふうにしていくか、条例に基づく会議があり、各5社ぐらいの携帯会社の方とか、藤川さんみたいな方ですね、専門家に来ていただいた会議がちょうど都庁で行っていたことを思い出してました。

さっきご報告いただいて、フィルタリングが4割になったということで、これはすごく伸びたなというふうに率直に思います。なんでフィルタリングが伸びないかというと、ユーチューブをはじめちゃうんですよね。だから子供たちは、ある一定の年齢になると、ユーチューブでいろいろ見たいというときに、これがあるとだめなんで、外しちゃうとか入らないとかということがあつたんですけど、随分伸びたなって。やはり条例で定めて、働きかけた成果だと思うんですが。

今回のアプリというのは、利用者が付加することができる機能、つまり保護者の方がですね、うちの子も携帯をあげる、スマホをあげるんだったら、こういうアプリを入れたら、我が子に向かってね、これ入れるならつけるよとかというような、そういったレベルから、もう自主的に、子供たち自身が自分の気持ちで入れるというレベルまで、アプリだとあると思うんですね。だから、自由なわけですよね。

だから、推奨基準で言えば、どうでしょうかね、年齢制限というのも確かにあの当時は必要だったと思うんですけども、今も必要だと思うんですけど、小学生といっても10歳の壁と

いう、要するに 10 歳以前の人たちと 10 歳以後の人たちと、随分もう発達の状況が違うよと
いうことがございますしね。だから、小学生向けとか中学生向けという考え方も一つあるで
しょうけども。

例えば A タイプ、これはすごく強力な制限があるといった。先ほどの意見書で言えば、要
件 2 のプライバシーを含む青少年の人権に配慮されているということで、非常にこれは大事
だというふうに思っているんで、それを鑑みても、いや、もううちの子に、うちの子を守る
ためにはストロングタイプの A を選ぶとかですね。あるいは、もう 15 歳過ぎて初めて買うと
いうお家もあるんですよ、全ての保護者がスマホ全部、買ってるわけじゃないんで、うちの
子にはもう高校生になったらいいよという親御さんもまだまだいるんで、そういう段階で初
めてもらう、使える方には、やはり 15 歳ぐらいの発達の段階があるので、それはちょっとス
トロングタイプ A よりも、C ぐらいのレベルのもの。あとは、真ん中ぐらいのもですね。
そういったランクがつくと、アプリとして、選んでもらうためにはいいかなと、思いました。

それから、このアプリの意見案で私も大事だなと思うのは、子供に、青少年に危険が迫っ
たときに保護者に知らせて守るといふ、その危険が迫ったときといふと、学校教育の立場で
言うと、確かに自撮りというのは本当に今危ないですよ。だから、ちょっとそういった
写真をもし撮っちゃった、自分で自分の写真を撮っちゃったときに、そのアプリを入れとけ
ば、警告が、その子の端末にね、自分自身にまず、「大丈夫?」、という表示なりアラートな
りが出てくれたらいいなと思うし、さっき言ったストロングタイプであれば、それが親御さ
んのほうに、「裸の写真が撮られたようですよ」、という通知が行ったらいいかなと思います。

あるいは、いじめの問題とか自殺ということで、検索して、「死に方」とか、「自殺志願」
とか、そんなふうな、キーワードを使ってネットにつながったら、それを警告してくれる。
携帯なんかなかつたころはね、「お母さん、どうやったら人間って死ぬの」とかね、そんなこ
とを子供が言ったら、「どうしたの」と話して、それで「ちょっと子供の気持ちが少し不安定
になってるな」、などと気づく、そういう時代があったわけですけど、今はもうスマートフォン
という箱の中で行われちゃってるから、親御さんに相談しなくても、自分でどんどん、ど
んどん検索して、主体的に調べていくことができちゃう。もしそういうときに、子供に危
険が迫ったときに「何が何でもその子を守る」といふ、この趣旨でいけば、そういったキー
ワードを、何回も何回も入れるようなときにですね、それを教えてくれるようなアプリがあ
ったらいいなって思います。

ただやはり、この条件の2が難しいなと思っています。どこまでその人の知る権利とか知りたいという気持ちを制限するかというところは本当に難しいので、最初の話に、だから戻ると、親御さんが自分で、あるいは子供たちが主体的にインストールするとしたらば、レベルをちょっと作ってあげて、推奨基準Aはこう、Bはこう、Cはこう、ぐらいに示してあげると、わかった上で入れるんだからいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○坂元会長 ありがとうございます。

それではこれから、既にご発言いただいている委員の先生方も、まだこの件についてはご発言をいただいておりますので、お願いできればと存じております。

長谷部委員、会長代理ですが、いかがでしょうか。

○長谷部会長代理 会長代理という、非常に何か、重さを感じてしまうんですが。

一つ、私どもの団体としては、保護者の方にも意識を持っていただくことがまず一番重要だということですね、ここ8年ぐらいずっと、いろいろと保護者の方に、どうしたら意識を持ってもらえるのか、それからどのような情報を渡すべきなのかとかですね、ここまでやってまいりました。

今回もアプリについては、利用者が、じゃあ保護者なのかななんて考えを最初に持ったりもしたんですが、本当、今回は田畑委員のお話を伺って、やはり一方的にこのアプリの利用者が保護者という考えはちょっと違うんだろうなど。やはりこれは子供からしてみれば、アプリを利用することによってどのようなメリットというか、自分にとっていいことがあるのかということもやっぱり理解をして、させてあげなくちゃいけないし、その上で、じゃあ子供も理解する、もちろん保護者のほうも理解した上で、両方が理解した上で、やはりこういうものが使われないといけないんじゃないかなというふうには思いました。

ですから、私なんかは団体以外には、自分の会社としてはフィルタリングの開発の会社やっていますので、そうすると、フィルタリングだと何か、保護者が利用者というような言い方、今まではしていて、保護者がルールを選んで、それで保護者の権限で何か子供にかけるみたいなどころがあったんですけども、それが実はやっぱり基本的には過ぎていくという形だったりとか、子供にとっては凶器になっているということもあるんだということを考えると、もっともっと保護者に向けてのメッセージに対して、団体でやっていますけれども、子供との間とのですね、コミュニケーションや理解を得て、そういったことを進めるということ、本

当に重要ではないかなと思ってますし、そういった観点で、このアプリの選定というのはですね、やはり進めていくべきかなというのは思っております。

○坂元会長 ありがとうございます。

それでは、吉岡委員いかがでしょうか。

○吉岡委員 そうですね。ここは本当に携帯電話、ガラケーを想定してのところだと思うので、実際にスマートフォンのアプリということになりますと、私自身が使っているものがまだガラケーなんですね。子供たちはみんなスマホで、いろんなアプリをインストールして使っているということなので、そのような親には全くもってアプリの使い方がよくわかっていないというところも一つあります。でも今、小学生の親たちはもうスマホ世代ですので、逆によくわかっているのかなというところではあるんですけども。

そうですね。子供たちにとって有益なアプリということになると、本当にそういう子供たちを犯罪とか被害から守るというところに小学生なんかの場合は視点が置かれるのかなというふうには思います。

あともう一つ、ちょっと話、違うんですけど、例えばうち、子供、高校生がおります。今、高校生だと当然、購入するときには、保護者が行って契約しないと買えませんけれども、その後はもう、お友達はみんな、自分でアルバイトしたお金で払いなさいよというお子さんもたくさんいるので、そうなるともう、本当に親が関心を持つとか持たないとかではなくて、もう何か、おもちゃを与えるかのように、子供自身が何ギガ超えても自分がバイトして、その分、払えばいいとか、そういう使い方も現実にされているわけなので、ちょっとその辺のところ、高校生に関しては義務教育でもないもので、どこまでそういうことが制限できるのかなというところではありますし、やはり保護者という観点でいくと、今、父母ということではなく、本当に保護者、違う人が保護者の場合もたくさんありますので、そういうところでも啓発や何かがどこまでしていけるのかというのも、ちょっと難しい課題かなというようなところも懸念しております。

○坂元会長 ありがとうございます。

それでは、新海委員お願いいたします。

○新海委員 ちょっと自分でそういう、私もあんまりアプリケーション、たくさんは利用してないので、具体的にこんなのがあったらいいというイメージがちょっとわからないので、あんまり参考になるようなことは言えないと思うんですけども。

子供にスマホを与えるときに発生するであろう可能性のある危険なことを、親がもっとよく知っておくべきだなというのは非常に感じるところで、同時に子供も、自分は大丈夫って過度に思わないように、子供にも余りに、何でしょうかね、過激過ぎる脅しみたいになってはいけないんですけれども、本当にこんな危険があるんだよというのをもっと、携帯電話、スマホを使い始めるときに、もっと知らせておくべきじゃないかなというのを今回、非常に感じました。

以上です。

○坂元会長 ありがとうございます。

高田委員いかがでしょうか。

○高田委員 石田委員がおっしゃっていた、こんなアプリケーション、タイプ別が欲しいとか、本当にそうだと思うんですね。

検索については、本当に検索すると、私もよくやるんですけど、いろんなところへ飛んでっちゃって、子供たちも多分、戻ってくるのはわかってるんですけど、そこに出てくる、先ほどおっしゃった、藤川さんがおっしゃったように、いろんな性的な漫画だったり、そういうのがどんどん出てくるんですね。じゃあこれをどうやって止めたらいいいのか、フィルタリング委員会で坂元委員と随分長くやっていたはずなんですけど、自分のところにはもちろんフィルタリングはついてませんから、子供たちにこれは見せちゃいけないとわかっていても、多分、子供たちは、行っちゃえば、そうなっちゃうんですね。それは高校生になると、まあこんなもん、はいはいはいという感じで、意外ともうあっさりと、こんなものが入っている、はいはいはい、入ってくる、大丈夫大丈夫という感じなんですけど、中学生、小学生というのはやっぱりショックが大きいと思うんですよ。委員がみんな高校生以上の親の、子供を持っている親たちなので、小学校がじゃあどうなってるのか、中学校がどうなってるのか、小学生がどうなってるのかというのは、本当に、子供たちの持っている携帯って、親がそのまんま、自分が契約してそのまま渡してるとというのが実はめっちゃめっちゃ多くて、フィルタリングついてないんですよ。それについては先ほど40%、よく伸びてたというのは、坂元委員を初め、フィルタリング委員会や何かで随分推奨したので、これは私はすごい実際、効果だったんだなって、今、実績として思っているんですけど。

それをわかってもらうのには、やっぱり小学生の親たちで、先ほど重永さんが言ったように、親子でそういった、こういうアプリケーションがあって、親と子の携帯が連動できるも

のが欲しいなって、私は常々思ってるんですね。小さい子供だったら、なおのこと、でも、やっぱりそうやって塾や、公立に行ってる子たちもあんまりいないのかもしれないですけど、やっぱり塾や何だ、お稽古ごとだというと、みんな持ってるんですね。

小学校の本当に低学年の子たちが夜遅くに携帯を持って歩いていること、よく見かけるんですね、仕事柄ちょっとお店をやっているのです。そうするとやっぱりその子たち、この時間にこれ持って大丈夫、大丈夫という、お母さんと電話してるから大丈夫というんですね。でも、それ、持ってる携帯を見ると本当に普通の、私たちが持ってるのと同じ携帯なわけですよ。そうするとやっぱりそれがどこまでという、ちょっとそういう、こういう関係のことをやってるせいもあるので、すごい気になって、ちゃんとながってるって聞くときあるんですけども。

やっぱりそういうのに対して、例えば何時以降はお母さんとしかつながらないみたいな、本当に田畑委員の言うようにプライバシーのというところもあるのかもしれないですけど、そういう、ちょっと、怖いところがある、そういう子供たちを守るというアプリケーション、何とか作っていただけるとありがたいです。低学年だからこそ、高校生以上はもう本当に、申しわけないですけど、もう自分で頑張るといっしょ、私はないのですが、小学校、中学生を守るためのアプリケーションというのを何とか、ちょっと考えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○坂元会長 ありがとうございます。

○吉岡委員 済みません。さっき、こういうのがあったらというところで、小学生はやはり自動的に時間になったらシャットダウンされるようなもの、それ以降の時間に関しては一人でいるようなことが、基本、どうしてもということであれば、それは外せばいいのであって、家庭の中においては、もうそれ以降の時間は子供は使わないというのが基本だと思うので、アプリであれば、親が当然選択して入れるものですから、そういうものがあればいいのかなと思います。

○坂元会長 ありがとうございます。

田畑委員、お願いできますでしょうか。

○田畑委員 私もちろん、児童ポルノの自撮りの被害というのを阻止すべきだというふうにももちろん思ってます。子供たちがそういう危害にさらされるのはいけないと、もちろん思ってます。ただ、片や、その法益を守るために子供の人権を侵害してはならないというのが

私の意見です。だから、皆様と基本的な考え方は一緒ですけども、子供の人権により重視してると思っていただけだと思います。

そういう観点から申しますと、やはり通信の秘密を害するような、親に、例えば言葉尻を捉えて親に通知が行くというのは、完全にその子の通信の秘密を、プライバシーを侵害するのであり得ないと、人権侵害としてあり得ない。特に、民間団体でやってらっしゃるんだったら結構なんですけれども、東京都が、先ほど藤川委員がおっしゃいましたとおり、サイトブロッキングの問題、今なってますが、あれを東京都が推奨するということはあってはいけません。それこそ検閲になるというふうに私は考えます。

ですから、それ以外の、例えばあり得るアプリケーションとしたら、自画撮りそのものの画像を、前にも、どなたがかおっしゃってたんですが、裸の画像を撮るとアラートが本人に対して出るとか、それとかあと、何か危険なワードが何回以上、自分で打つと、本人に対してアラートが出る。親に行くというのはちょっとないというふうに考えます。

○坂元会長 ありがとうございます。

井上委員、いかがでしょうか。

○井上委員 済みません。皆様方の意見を聞きながら、本当に何を守っていくのかという部分が非常に難しい、バランスをとるといふ部分が本当に難しいんだなというふうに思っているところなんです。

今、田畑先生のほうからもありましたように、子供の人権侵害があってはならない、虐待とか、そういう観点から、そういう部分もあるんだろうなと。片や、さりとて、一方で親が安心し切ったところで子供が、自分も大丈夫と思ってて、そういうふうな被害に遭ってしまうという部分も何らか防がなきゃいけないという部分があって、何らかの部分で親子が学ぶのであるとか、あるいは何らかのアラート機能が鳴る。田畑先生の先ほどのお話をお借りすると、親に行くとは通信の自由とか、そういう部分を侵害するけど、でも、本人に行くという部分であれば、ただ本人に行くという部分が、高校生ぐらいだとそれが理解できるけども、小学生だとそれが理解ができるかな、じゃあそれはどうやってフォローするのかなとかいう部分、いろんな部分をまた実際に業者に作ってもらうときには、そういう部分、後々理解してもらう。

今日、お話を伺ってて、共通する部分は、特に小学生に対して、中学生、高校生となれば、だんだん、いろいろ学びの中で理解ができるんでしょうけども、特に小学生あたりはなかなか

か理解できない。ですから、何らかのアプリケーションに理解を深める、自分がやってることだとか、それがリスクが多いんだよということを、よりわかってもら。だけど、一方で小学生はその理解がなかなかたどり着かないという部分で、それをどういうふうに、逆だったらいいんでしょうけど、小学生が一番リスクが高いというのがあるんだけど、理解がないという部分を、どうやってそういうアプリの中で理解してもらおうというふうにするのいいのかなという部分が、その辺を何か、しっかりした事業者のほうで何か考えてくれるといいのかなというふうに、ちょっと思ったような次第でございます。

雑駁ですが、そういうものを今、感じてる次第でございます。

○坂元会長 ありがとうございます。

一とおりが意見をいただいたところでございますけど、さらに追加されたり、質問とか、コメント等ございますでしょうか。もしあれば、いただければと思いますが。よろしいでしょうか。

(なし)

○坂元会長 たくさんのご意見、本当ありがとうございます。

事務局はいかがでしょう、このあたり、ご参考にして、お取組みをいただけますでしょうか。

○青少年課長 ありがとうございます。皆様のご意見ができる限り生きるようにたたき台の素案を検討、作成していきたいと考えているところでございます。

○坂元会長 となりますと、こちら側で、事務局のほうから用意された議題はこれで全てということでございますでしょうか。

特に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○坂元会長 そうなりますと、以上をもちまして、本日の議事については終了したということとなります。

事務局のほうから、最後に何か確認されることありますでしょうか。

○青少年課長 それでは、本日の検討委員会のご意見を踏まえまして、庁内調整の上で推奨基準につきましては速やかに規則の形に定め、施行することとさせていただきたいかと思いません。

本日はお忙しい中、第9回検討委員会にお出いただき、ありがとうございます。第10回

の検討委員会につきましては、後日、あらかじめ日程調整をさせていただきますして、開催日
を決定してご連絡をさせていただきますかと思ひます。

どうもありがとうございます。